

# 技能者の待遇改善と働き方改革

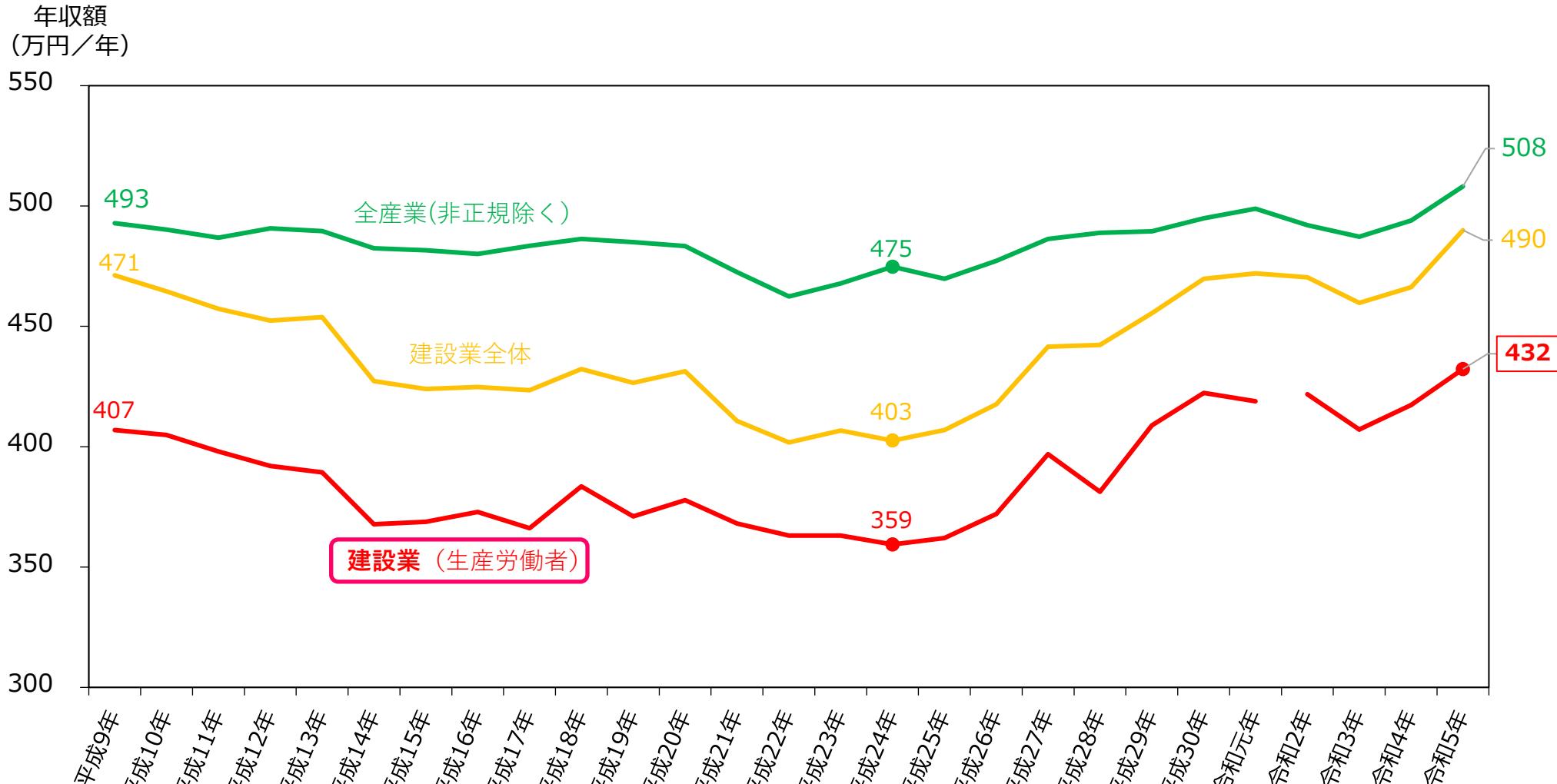
---

国土交通省等による取組の紹介

国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

令和7年12月4日



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

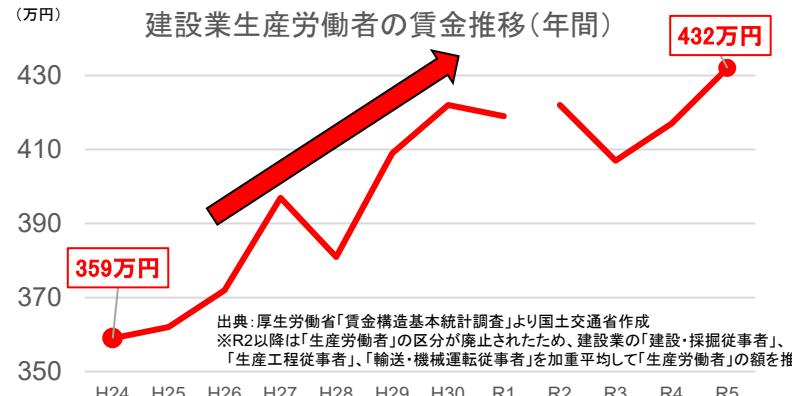
- 賃上げは、政府の最重要課題。
  - **未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**が必要。

## 最近の賃上げ施策

#### 発注者・元請間での賃金原資の確保

- 公共工事設計労務単価を引上げ(R7.3より適用)。  
全国全職種平均で前年度比プラス6.0%、13年連続の上昇。
  - 取引実態に即した契約・変更。(民間工事も同様)
    - ・最新単価を予定価格に反映。
    - ・材料費変動に伴う請負代金額の変更。
  - 賃上げを阻害するダンピング受注の排除
    - ・公共工事における各種経費の比率を改善

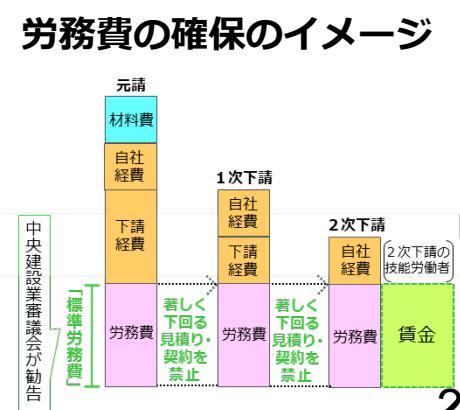
○これらの取組により、現場での賃金が上昇。



## 労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通省と建設業4団体のトップで申合せ（R7.2）
    - ・民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること
  - 建設Gメンが、賃金上昇を阻害しかねない取引について調査（約3万社）。
  - 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。

- これに加え、昨年6月の建設業法等の改正に基づき、以下の取組により下請業者の適正な労務費を確保
  - ・国が定めた「労務費の基準」を著しく下回る額での契約を禁止
  - ・資材費や労務費を転嫁する際の協議ルールの策定



## 開催概要

日 時：令和7年2月14日 18:20～18:50

出 席 者：石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、

　　橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) 民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) 業種・職種に応じた効果的な取組を推進することを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

石破内閣総理大臣から、

- 申合せをした目標の実現に向け、建設業法等の改正法の活用や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いするほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かつこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますとの発言。

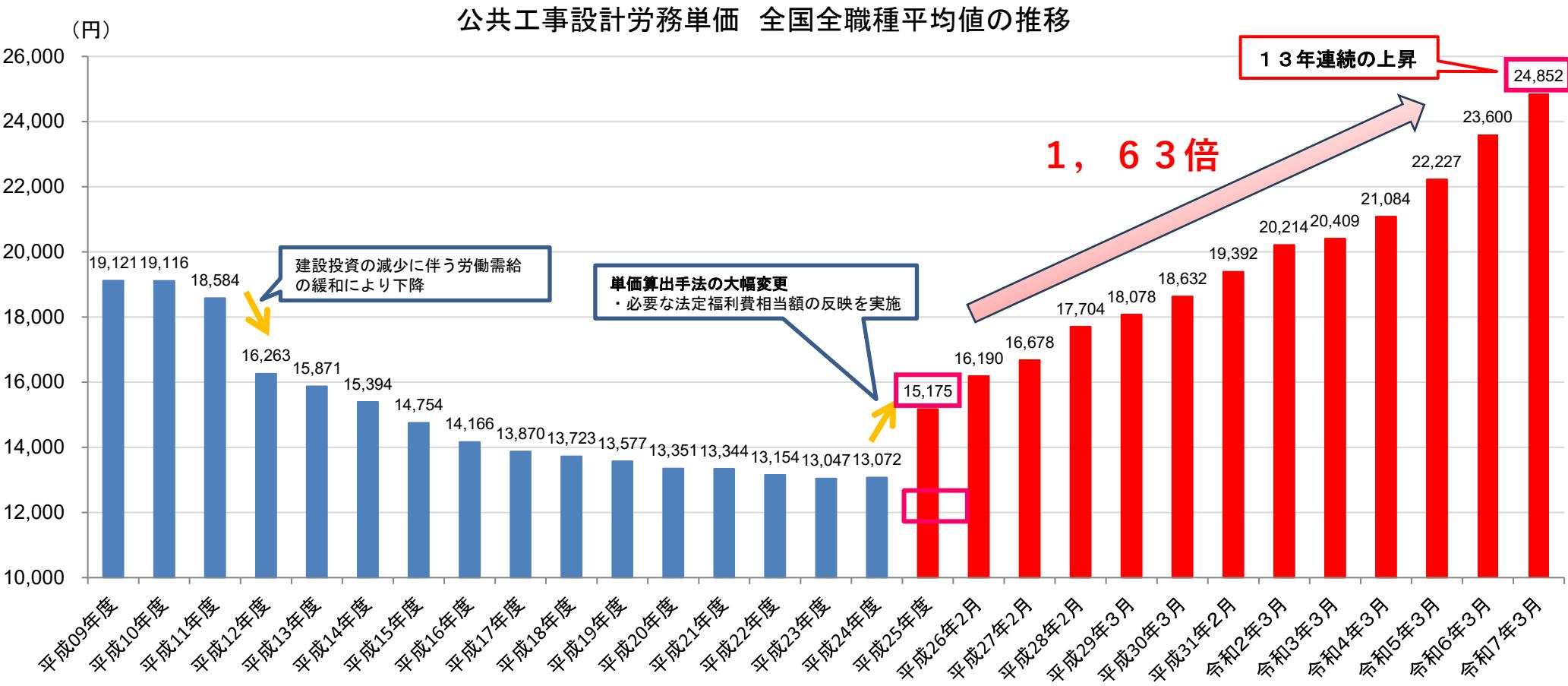


出典：官邸HP



車座対話の様子

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 賃金上昇を実現する環境整備

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちらながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保、施工時期の平準化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
- 技能者の待遇改善に資する施工時期の平準化推進(年間を通じた工事量の安定)

## 適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 最新の設計労務単価の早期適用等を含む労務費の最新の実勢価格反映
- 資材単価について最新の実勢価格を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

## ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働条件の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

## 低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者としない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

## 国交省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。  
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.0/10～9.0/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H29.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.0/10～9.0/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H31.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.5/10～9.2/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

R4.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.5/10～9.2/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

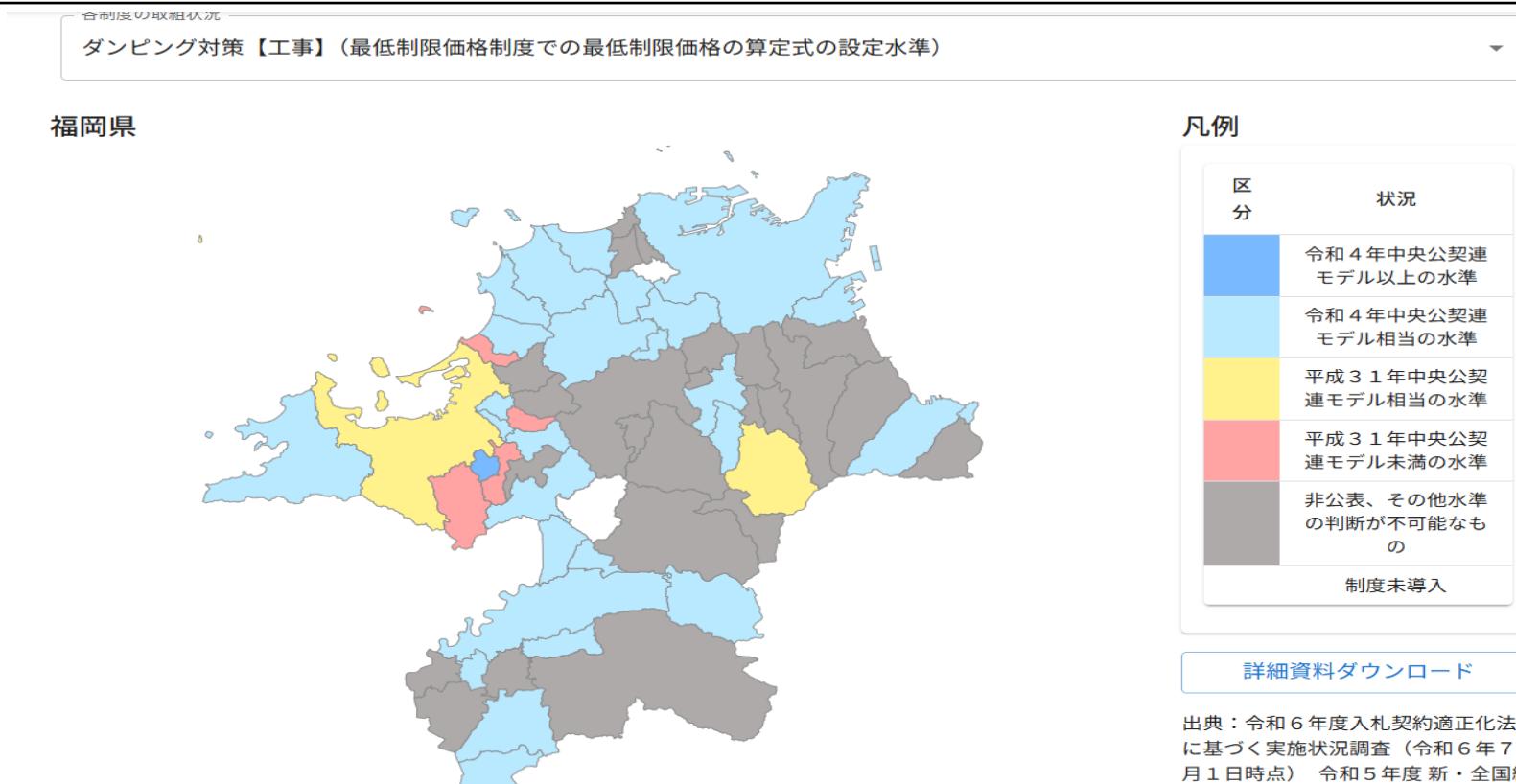
- 地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を一覧できる  
ポータルサイト「入契適正化マップ」を開設(令和6年3月)

- 各市区町村のダンピング対策の取組状況については、主に以下の項目を「見える化」

- 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準
- 最低制限価格又は低入札価格調査基準の設定状況(実施率)
- 低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準



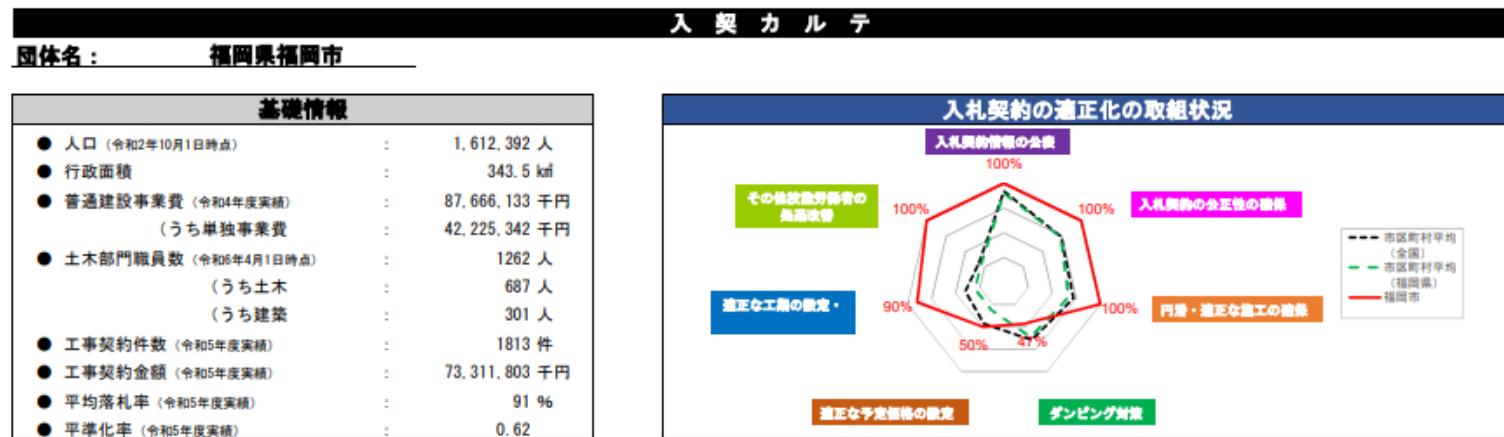
「入契適正化マップ（国交省HP）」



国土交通省HP

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const Tk1\\_000001\\_00026.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const Tk1_000001_00026.html)

## (参考) 入契カルテ (福岡市の例)

**表の見方**

◎ : 入契法※に基づく義務付け事項 ○ : 適正化指針※に定められている取り組むべき事項（努力義務） - : 法令・適正化指針には定めがない事項

◎' : 自治法・自治法施行令の規定上認められていない事項

「取組状況」の色分けは、以下のとおり。



: 法令や適正化指針で求められている基準を満たしているもの



: 法令に違反しているもの



: 適正化指針で求められている基準を満たしていないもの



: 法令や適正化指針には定めがないもの



: 制度未導入等による対象外のもの

※「取組状況」の右横の数字は、基準を満たしている数（水色）/項目数であり、「法令・適正化指針には定めがないもの（白色）」及び「制度未導入等による対象外のもの（灰色）」は分母（項目数）から除く。

※「入契法」=公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、「適正化指針」=公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

入札契約方式	取組状況 (5/5)
○ 一般競争入札	実施
○ 総合評価落札方式	本格導入
○ 電子入札システムの導入	本格導入
○ 電子契約システムの導入	試行導入
○ ASPの導入	導入

入札契約情報の公表	取組状況 (31/31)
◎ 免注見通し	公表
◎ 入札者名	公表
◎ 入札金額	公表
◎ 落札者名	公表
◎ 落札金額	公表
◎ 最低価格入札者でなく次順位者を落札者とした理由	公表
◎ 最低制限価格未満の入札者名	公表
◎ 契約の相手方の名称・住所	公表

ダンピング対策	取組状況 (7/15)
入札金額の内訳書	
○ 提出の求め	実施
○ 内容の確認	実施
低入札価格調査制度	
○ 制度の導入	導入
○ 調査基準価格の算定式	H31モデルを採用
○ 調査基準価格の公示時期	事後公示と事前公示を併用
○ 失格基準の導入	導入
最低制限価格制度	
○ 制度の導入	導入
○ 最低制限価格の算定式	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル相当の水準)
○ 最低制限価格の公示時期	全案件事前公示

# 建設キャリアアップシステムの目的

## 目的

### 技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## <建設キャリアアップシステムの概要>

### 技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】  
・本人情報  
・保有資格  
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

### 就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、  
カードリーダーを設置

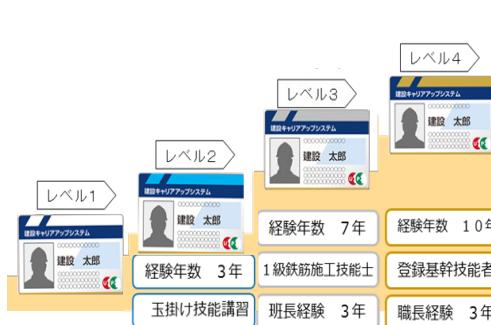


技能者が現場入場の際に  
カードタッチで履歴を蓄積



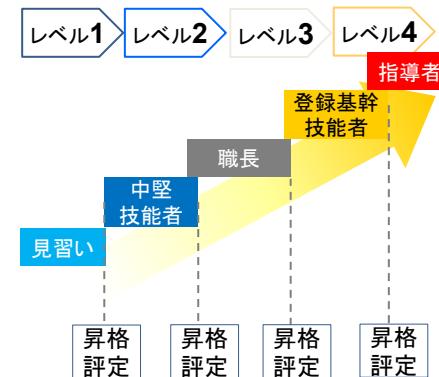
### 能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



### 経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



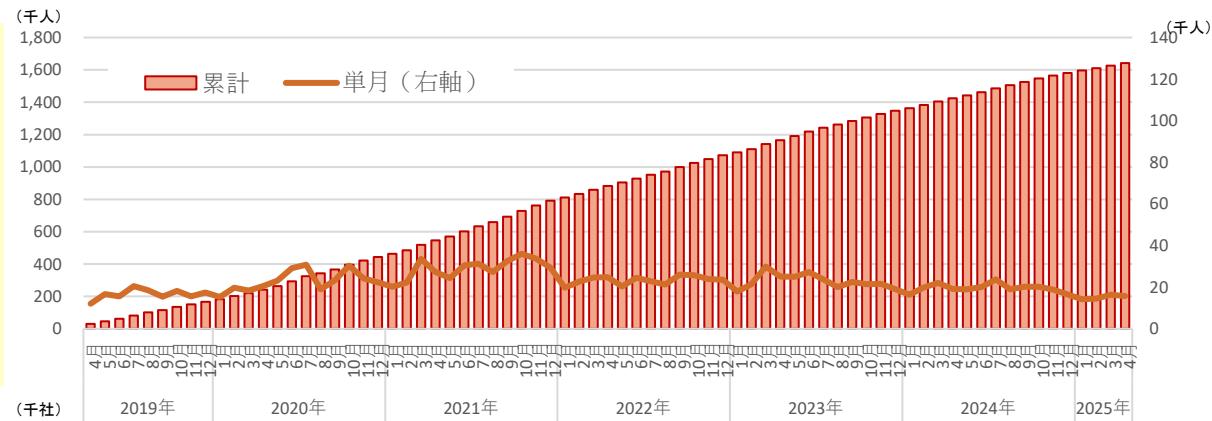
### 現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

## 技能者の登録数

**164.2万人が登録**

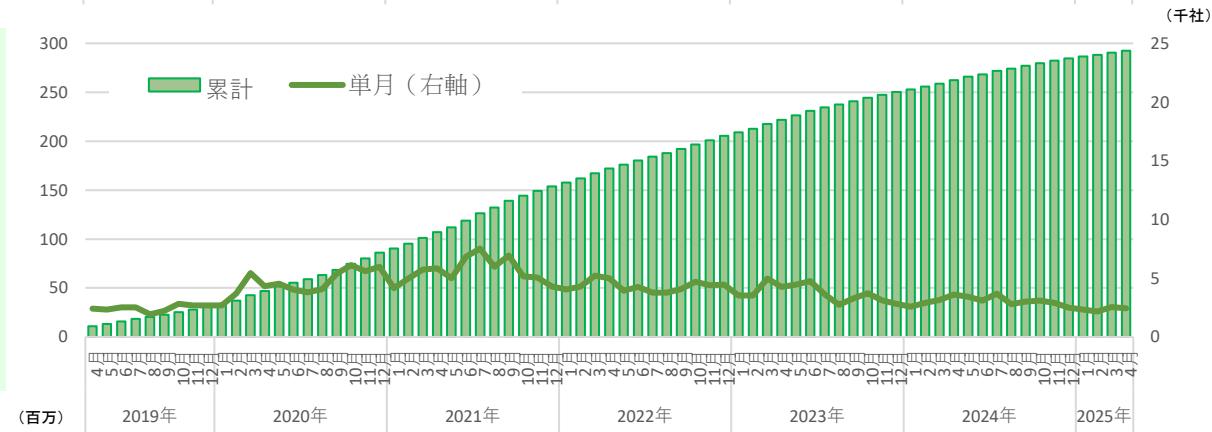
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



## 事業者の登録数

**29.3万社が登録**

※うち一人親方は10.1万社

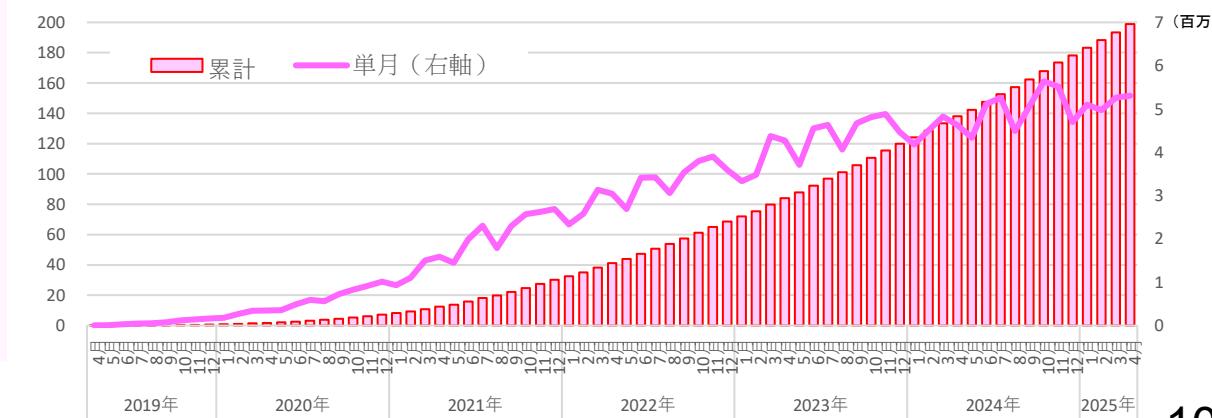


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 19,000万突破

※4月は530万履歴を蓄積



出所：建設業振興基金データより国土交通省

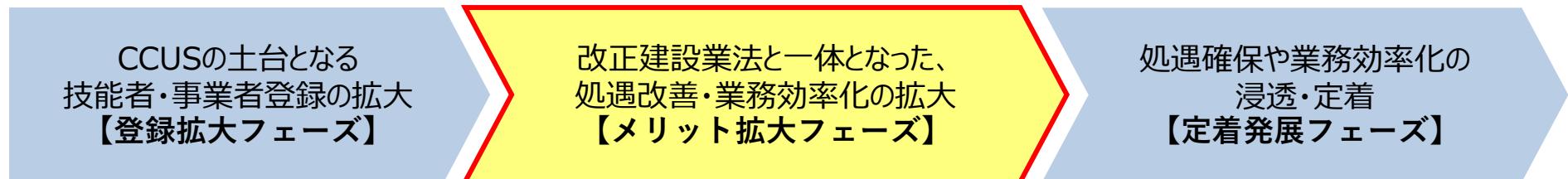
※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

<令和6年7月24日公表>

- これまでの5年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 今後3年間で、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図る。

## ●今回の「3か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一緒にとなって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、  
**受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

## 【主な取組】

▶ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか

会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

▶ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施（文書要請）。

国 県 市 民 建

▶ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

価格変動が…

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、 <b>残工期が2ヶ月以上ある工事</b>	すべての工事 但し、 <b>残工期が2ヶ月以上ある工事</b>
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	<b>特定の資材価格の急激な変動</b> に対 応する措置	<b>急激な価格水準の変動に対応する 措置</b>
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライ ドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)
			可能

本指針  
の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

## ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

## ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められないなくとも、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

## ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

## ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

## ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

## ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

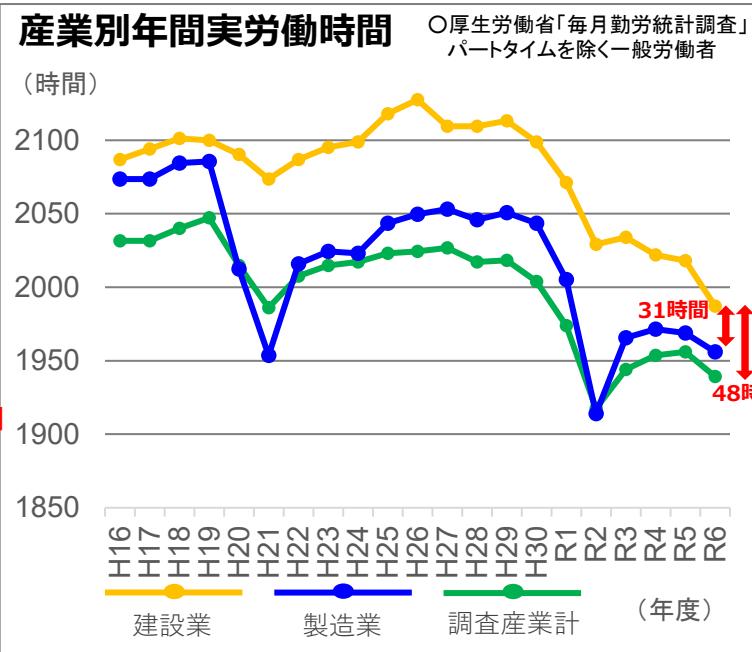
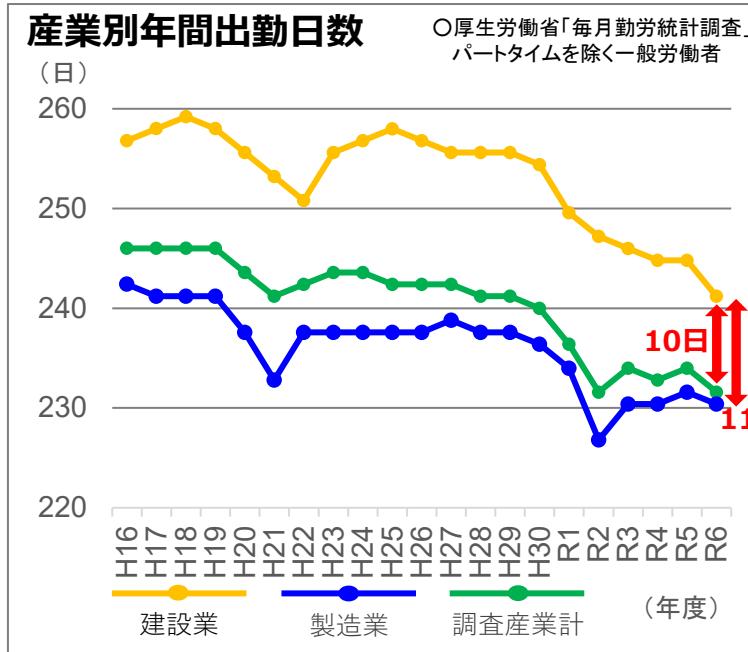
- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

## 2. 働き方改革等の推進

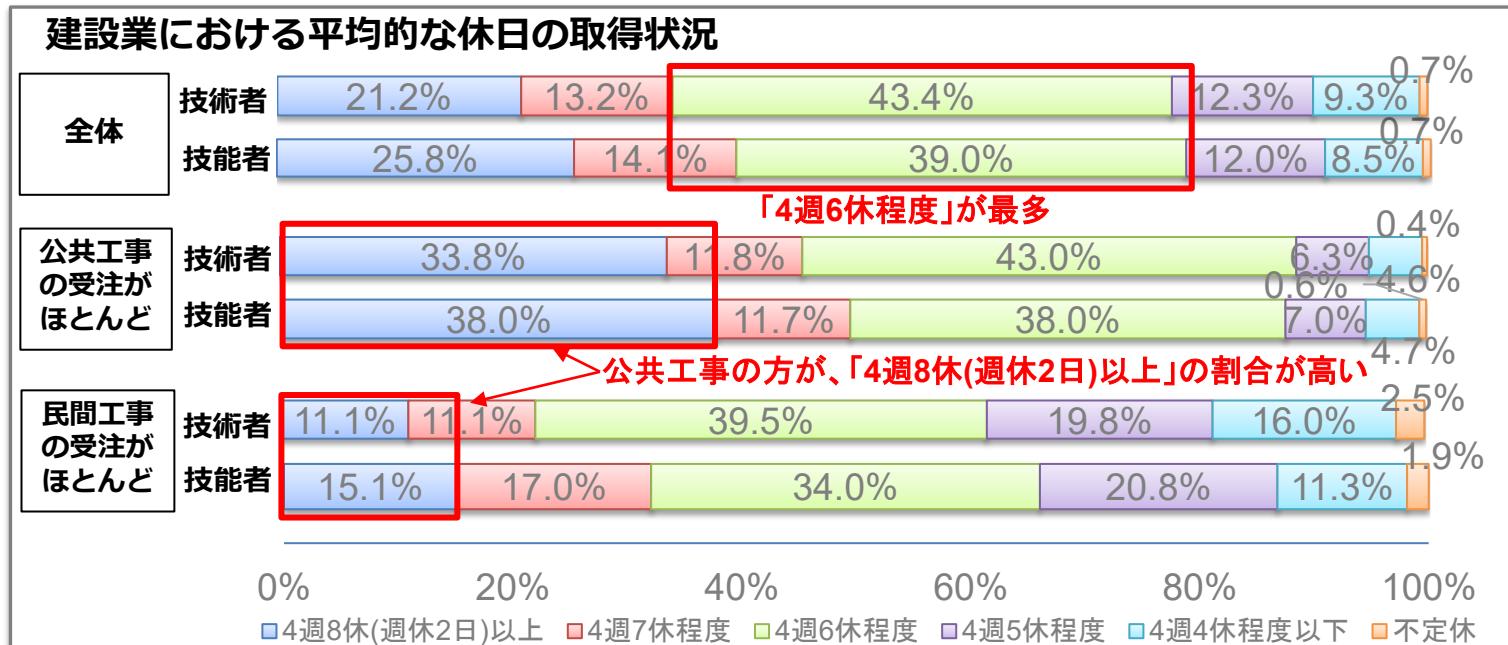
---

# 建設産業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

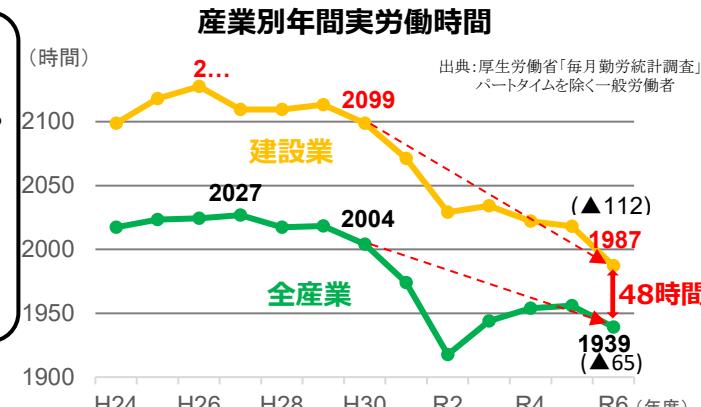


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和6年8月6日公表)

# 建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**扱い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット  
(厚生労働省)



■動画による広報  
(厚生労働省)

### 2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- [直轄] 週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- [都道府県] 原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- [市町村] 国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

### 3. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)  
<改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因(猛暑日)における**不稼働**を考慮して工期設定
 → 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 適正な工期の確保、建設業従事者の待遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- 建設Gメンが**実地調査**し、**是正指導**

### 4. 生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集を作成・横展開**
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策の周知・拡大**
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) <b>自然要因</b>       | (6) 関係者との調整        |
| (2) <b>休日・法定外労働時間</b> | (7) 行政への申請         |
| (3) イベント              | <b>(8) 労働・安全衛生</b> |
| (4) 制約条件              | (9) 工期変更           |
| (5) 契約方式              | (10) その他           |

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出**するよう努める。
- ・**発注者※**は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、**規制違反を助長しない**よう十分留意する。

※下請契約における注文者も同じ

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

- ・十分な**工期確保**や**交代勤務制**の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・**勤務間インターバル制度**は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

# 働き方改革の推進 – 週休2日工事等の実施

令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)より

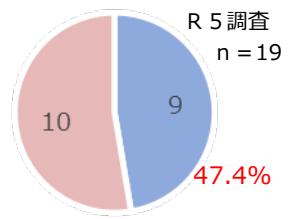
## 公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

- …根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
  - …工期の設定に当たっては、工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告)に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するとともに、…適正な工期を確保するものとする。
    - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
- 口～へ（略）

<適正化指針: 第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約8割、特殊法人等では約7割を超えたが、市区町村では昨年度より改善が進んだものの、半数程度にとどまる。

国（省庁等）



特殊法人等



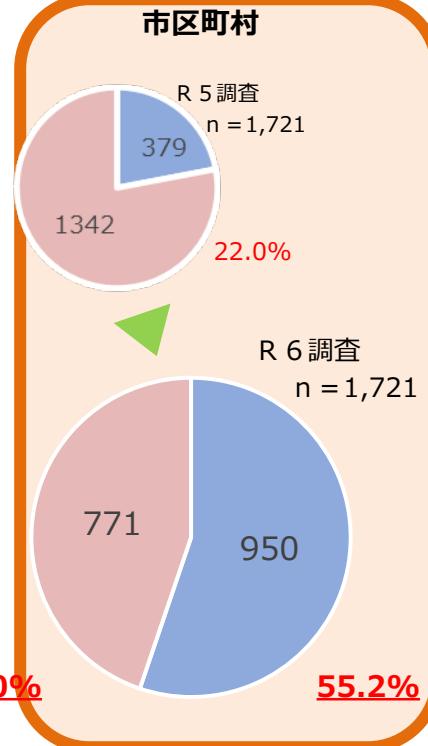
都道府県



指定都市



市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

# 令和5年度における週休2日の取組状況(都道府県・指定都市)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和5年度における週休2日達成率について集計

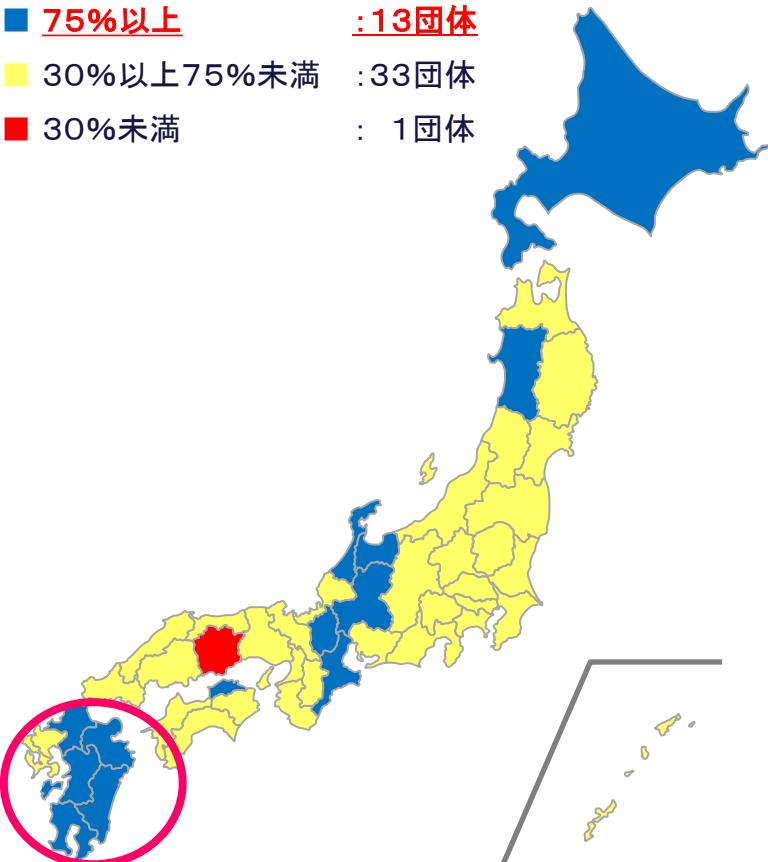
$$\cdot \text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和5年度工事完了件数}}$$

<定義>

- ・対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

## 令和5年度週休2日達成率(都道府県)

- **75%以上** : 13団体
- 30%以上75%未満 : 33団体
- 30%未満 : 1団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	94.8%	新潟県	71.8%	岡山県	28.6%
青森県	64.7%	富山県	78.3%	広島県	36.5%
岩手県	51.0%	石川県	90.8%	山口県	50.1%
宮城県	32.2%	岐阜県	80.4%	徳島県	36.9%
秋田県	95.5%	静岡県	67.5%	香川県	77.2%
山形県	50.6%	愛知県	47.3%	愛媛県	30.1%
福島県	52.7%	三重県	87.9%	高知県	50.8%
茨城県	35.7%	福井県	66.6%	福岡県	91.9%
栃木県	62.8%	滋賀県	88.8%	佐賀県	74.6%
群馬県	34.8%	京都府	57.8%	長崎県	74.2%
埼玉県	59.9%	大阪府	65.8%	熊本県	82.5%
千葉県	64.3%	兵庫県	46.0%	大分県	82.2%
東京都	49.9%	奈良県	67.6%	宮崎県	87.3%
神奈川県	65.6%	和歌山県	30.2%	鹿児島県	87.9%
山梨県	74.5%	鳥取県	59.1%	沖縄県	50.9%
長野県	73.8%	島根県	71.3%	全国平均	63.4%

指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

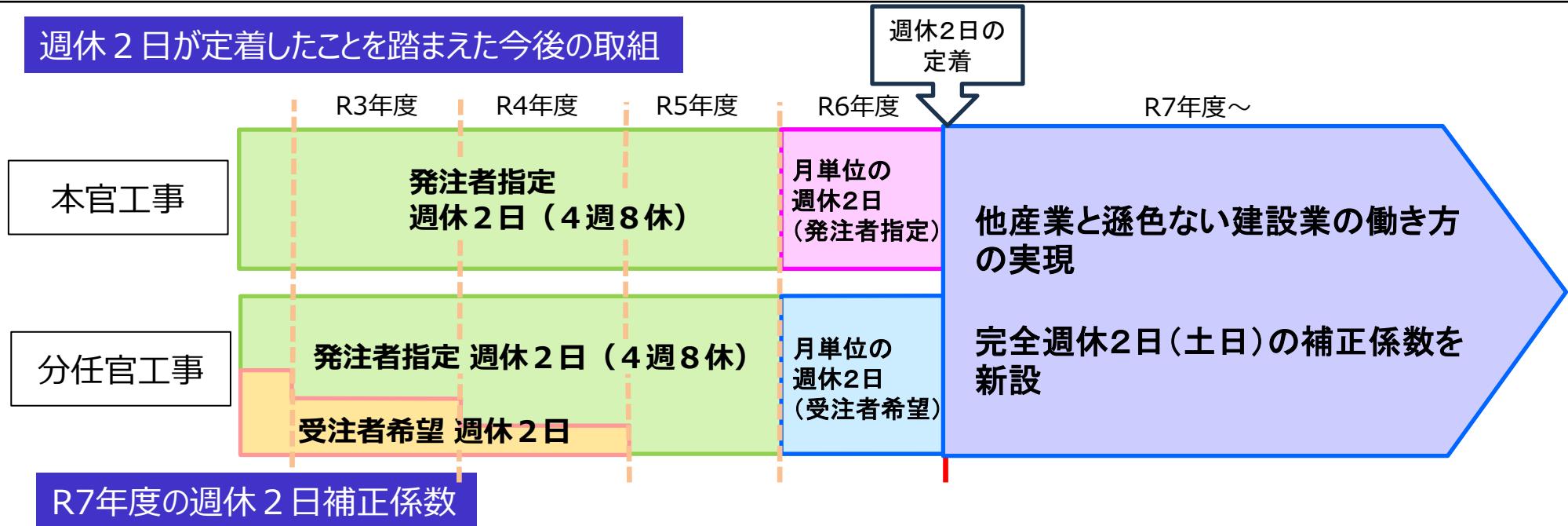
(都道府県の全国平均は単純平均にて算出)

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。

※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。

※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

## 週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



## R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
<現場閉所>	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
<交替制>	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

# 施工時期の平準化の促進に向けた取組（さしせそ）

○平準化を進めるに当たっては、以下の①～⑤の取組が有効であると考えられます。

- ① 債務負担行為の活用、② 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、③ 速やかな繰越手続
- ④ 積算の前倒し、⑤ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

## 債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

## 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

## 速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

## 積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

## 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

# 工事積算における熱中症対策の充実(直轄工事の事例)

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※1を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

## ■猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) \\ + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：  
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間}^{\text{※3}} \text{を日数換算し、} \\ \text{平均した値 (対象：5か年)}$$

※3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

※1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す予定。

※2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

## ■工期延長等に伴う増加費用の積算※2

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

### 特記仕様書記載イメージ

#### 「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

2) **8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を見し合わせた日数：12日間**  
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離**し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

令和6年4月16日策定

## [背景]

- ◆2040年度には生産年齢人口が約2割減少
- ◆災害の激甚化・頻発化、インフラの老朽化への対応増

→ インフラの整備・管理を持続可能なものとするため、  
より少ない人数で生産性の高い建設現場の実現が必要

## [i-Construction 2.0 で目指す姿]

<i-Construction>  
ICTの活用による支援



<i-Construction 2.0>  
自動化・省人化（建設現場のオートメーション化）

## [i-Construction 2.0の3つの柱]

①施工のオートメーション化

②データ連携のオートメーション化  
(デジタル化・ペーパーレス化)

③施工管理のオートメーション化  
(リモート化・オフサイト化)

**【目標】 2040年度までに建設現場において少なくとも省人化3割 すなわち、生産性1.5倍に向上  
多様な人材が活躍でき、未来へ前向きな新3K(給与、休暇、希望)を建設現場で実現**

<施工のオートメーション化のイメージ>

